

第

4587
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 11日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ ゴルフ会員権の譲渡所得にかかる取得費

Q：ゴルフクラブが破綻して預託金債権が切捨てられた場合の取扱いが改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：譲渡した場合の取得費用の取扱いが改正されました。過去の申告により納めすぎになっている場合は更正の請求ができます。

【解説】

預託金会員制ゴルフ会員権が会社更生法に基づく更生計画による更生手続等によって、預託金債権の全額を切り捨てられたことにより優先的施設利用権のみのゴルフ会員権となった場合において、その更生手続等により優先的施設利用権が、次に掲げる状況その他の事情を総合勘案し、更生手続等の前後で変更なく存続し同一性を有していると認められるときは、その後にその優先的施設利用権のみのゴルフ会員権を譲渡した際の譲渡所得の金額の計算においては、その譲渡による収入金額から控除する取得費は、更生手続等前の預託金会員制ゴルフ会員権を取得したときの優先的施設利用権部分に相当する取得価額とすることとなりました。

- ①当該更生計画等の内容から、優先的施設利用権が会員の選択等にかかわらず、当該更生手続等の前後で変更がなく存続することが明示的に定められていること。
- ②当該更生手続等により優先的施設利用権のみのゴルフ会員権となるときに、新たに入会金の支払いがなく、かつ、年会費等納入義務等を約束する新たな入会手続が執られていないこと。

